

第1章 総論 計画の性格、特色など

- ①策定の経過 ○平成23年6月に環境教育等促進法が改正され、平成25年3月に山形県環境教育推進方針（平成17年2月）に替えて、新たに行動計画を策定
○上位計画である第3次山形県環境計画の見直しに合わせて計画全体の見直し
- ②計画の性格 ○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づく行動計画
○第3次山形県環境計画の分野別計画
- ③計画の期間 ○平成25年度から第3次山形県環境計画の終期である平成32年度までとする。
- ④計画の特色 ○自然環境の保全に加え、再生可能エネルギーの導入など創造・活用する視点で新たに取り組む。
○家庭、学校、職場、地域等で、県民みんなが自ら参加、協働する施策を目指す。
○環境教育を通して目指す理想的な人間像として「山形愛の人」を掲げる。

第2章 基本的な考え方

1 環境教育の基本的な方針

(1) 環境教育で重視すること

一人ひとりが世界の人々や自然環境との関連性の中で生きていることを認識し、身近なところから自発的に問題解決のために行動できる人づくり

(2) 環境教育を通して目指す理想的な人間像

○「山形愛の人」

山形の環境を守り、創る原動力は、地域を知り、地域とともに生きようとする、山形を深く愛する心である。

↓
山形そのもの（＝山形の環境）に深い愛情を注ぎ、その恵みに感謝しながら、守り、創造・活用し、それらを次世代に引き継ぐため、責任を持って自発的に行動できる人
さらに、世界的な視野に立ち、その深い愛情を地球そのもの（＝地球環境）にも注ぐことができる人



(3) 環境教育の要素

- 豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育むこと
- いのちの大切さを学ぶこと
- 自ら考え、判断、行動する機会を与え、自発性を育てること
- 実体験を通じた様々な経験を促す機会を設けること
- 地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
- 双方向型のコミュニケーションにより、気付きを「引き出す」
- 人間と環境との関わりに関するものと、環境の中の人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶこと
- 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、県民の生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていることについて気付きを引き出すこと

(4) 環境教育を推進する手法

- 自主性、主体性を持った具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中への位置付け
- 知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため実践体験を環境教育の中心に位置付け
- 体系的かつ総合的な環境教育を進めることができる効果的な仕組みを構築

2 環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組みを推進するための施策を実施する際の基本的な方針

- (1) 家庭、学校、職場、地域等で、県民みんなが自ら参加、協働する施策を推進
(2) 県民、学校、事業者、民間団体、市町村等の参加、協働する主体の対等な立場と適切な役割分担
(3) 環境教育において、①場 ②主体 ③地域づくりなど環境教育以外の施策 とのつながりを重視

第3章 環境教育の推進施策

1 学校、地域等幅広い場における環境教育

(1) 学校における環境教育

- 山形県環境教育指針の見直し・検討による学校における環境教育の実践の推進
- 環境学習プログラムの活用促進、学校訪問等による普及活動
- 「やまがた木育」の推進
- 各学校のニーズに対応するための環境科学研究センターの活用

(2) 学校の教職員の資質の向上

- 県教育センターの研修機会の拡充、教職員同士の実践の共有機会の充実
- 学習プログラム作成に必要な支援や情報提供を受けられる状況づくり

(3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進

- 家庭のアクションやごみゼロやまがた県民運動等、家庭における環境保全の取組みの促進
- 親子で環境について学ぶ機会の充実
- 「やまがた木育」の推進〔再掲〕
- 住民自らが取り組む地域課題の解決支援
- 環境学習プログラムの整備と活用促進
- 県の各部局課の施策を環境教育の教材として積極的に学習機会を提供
- 環境やまがた大賞による優良事例の周知

(4) 人材の育成・活用

- 指導者間の情報交換や研修機会の充実
- 若い世代の人材育成のため、大学生や職場の環境保全活動の活性化を推進
- 育成した人材の活動機会の提供、コーディネート

(5) プログラムの整備

- 環境学習プログラムの整備と活用促進〔再掲〕、学校訪問等による普及活動を実施
- 県環境学習支援団体の拡充

(6) 情報の提供

- 環境学習についての効果的な周知、情報提供

(7) 各主体の連携

- 環境の日（6月5日）や環境月間（6月）を活用し、環境学習を推進する機運の醸成
- 県教育委員会と知事部局など県内部の連携強化、一体的な施策の推進

(8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

- 環境教育拠点施設における環境学習プログラムの改良や他指導者への普及

2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組み

- 事業者への環境保全活動、環境学習機会の提供、支援制度の情報提供
- 職員に対する研修等への積極的な参加の促進
- 顕彰等による優良事例の周知

3 拠点機能の拡充

- 環境科学研究センターの環境教育拠点機能の充実と利用促進

- ① 再生可能エネルギー等の教材の展示・体験機能の拡充 ② SNS等を活用した情報発信・相談等機能の強化 ③ 県環境学習支援団体のネットワーク化 ④ 相談窓口における環境学習プログラムの紹介・提供

4 体験の機会の場の認定

- 改正法で規定されている「体験の機会の場」の認定制度の適切な運用
- 環境学習支援団体の活用促進
- 環境学習プログラムの整備と活用促進〔再掲〕

5 情報の積極的公表

- 安全で良好な生活環境の確保に必要な情報を迅速に提供
- 県民に情報を活用してもらえるよう公開ページへのわかりやすい誘導、子ども向けの情報提供
- ソーシャルメディアなどを活用した積極的な情報発信

6 国際的な視点での取組み

- 持続可能な開発（SDGs（※1））を見据えた環境教育（ESD（※2））の推進

※1 Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標。H27年国連サミットで採択、H28年に政府の推進本部設置。17のゴールを設定し、環境教育関連は水、エネルギーなど8分野

※2 Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育。SDGsの全ての目標達成に貢献する「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」。